
監 査 公 表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月21日

高知県監査委員
2 高行管第149号
令和2年7月13日

高知県監査委員 様

高知県知事

令和元年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和2年2月26日付け元高監報第14号で報告のありました、令和元年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査委員の意見

1 取得について

限られた財源を有効に活用することが求められているが、試験研究機器の取得に当たって、必要性や経済性を検討したうえで、適正な事務手続を経て購入していた。

最少の費用で最大の効果を得るという観点から、試験研究機器の取得に当たっては、今後も費用対効果を十分に検討するよう求める。

2 管理について

試験研究機器は機器本体が高額であるだけでなく、保守点検費用や修繕費用も高額になることが多いが、使用可能なため修繕をしないまま使用している機器は21点、使用できないもののうち廃棄する予定のない機器は6点であった。これらの機器については、費用対効果の検討を行い、必要があるものは速やかに修繕を、また、それ以外のもので、特に処分することに支障のないものは、速やかに不用決定の判断・対応を行うよう求める。

また、保守点検費用はやむを得ない支出ではあるが、なお、高額なものについては、必要に応じ、保守点検業者と交渉を行うなど、その節減に努めるとともに、使用料・手数料収入が見込める機器については、利用促進を図り、収入の増加に努められたい。

近年、様々な災害が各地で発生しているが、防災対策を行

っている機器は一部にとどまっていた。防災対策を行っていない機器のなかには、その機器自体が大型で転倒するおそれのないものや、小型・可動機器で固定できない機器等も含まれているが、改めて、保管場所や保管方法を含めて確認し、必要に応じて防災対策を講じるよう求める。

県職員以外の者が機器を利用することのある3機関では、利用者の過失による事故の際の対応を条例で定めていた。条例で定めていない機関についても、今後、県職員以外の利用が見込まれる場合は、損害賠償に係る紛議を回避するため、事故の際の対応を条例で規定するよう努められたい。

3 利活用について

試験研究機器の耐用年数は4年又は5年のものが多いが、耐用年数を超えて長期に使用している機器が大半を占めており、実際の稼働が可能な間は使用し続けているのが現状であった。

社会環境の変化が激しい中で、地域産業等のニーズに応える研究や技術開発が求められており、多くの試験研究機器において、機器導入による試験研究の成果が認められた。今後も引き続き、機器の選定にはその用途を十分に検討するとともに、機器を有効に活用し、十分な成果を上げるように努められたい。また、成果が少ない試験研究機器については、現状の分析を十分に行い、今後の利活用等について検討するとともに、次の機器選定の際の教訓とされたい。

使用率は、購入からの経過年数とともに低くなっていく傾向がみられた。機器の陳腐化や老朽化に伴い、使用率が低下することはやむを得ないが、使用状況と維持管理に係る費用と使用見込等を比較検討したうえで、今後の使用方針を再度確認されたい。

なお、今後の使用方針の確認に当たり、使用状況の把握は重要な事項となるため、使用簿を作成するなど、使用状況を正確に把握するように努められたい。

4 処分について

試験研究機器の処分に当たっては、売却することで収入が得られ、廃棄の場合に発生する処分費用が不要となり、経費削減はもとより歳入確保に貢献するものであるが、機器の処分の際に売却を検討したものの、実際に売却できたものは約3割にとどまっていた。

機器を使用しなくなった場合には、陳腐化する前に、譲渡や売却と廃棄等との比較検討を行い、有益な処分に努められたい。

第2 措置の内容

1 取得について

試験研究機器の取得に当たっては、最少の費用で最大の効果を得るという観点から、今後も費用対効果を十分に検討していきます。

2 管理について

(1) 使用可能なため修繕をしないまま使用している機器について

ア 衛生環境研究所が保有する機器 1 点

4つの試料を1つずつ低温灰化する低温灰化装置については、低温灰化する4箇所のうち、1箇所が故障している状態です。故障箇所は装置が古く修繕できませんが、他の3箇所が使用可能であるため、修繕せずに使用します。

イ 工業技術センター及び紙産業技術センターが保有する機器 16 点

意見をいただいた機器については、導入から長期間経過し、性能の劣化や機能の低下などが一部認められるものの、使用に支障がないため、修繕していません。今後の使用に当たっては、看過できない程度の性能の劣化や機能低下が生じた場合には、修繕を検討していきます。

ウ 農業技術センターが保有する機器 2 点

近赤外自動分析器については、現在使用している機器が不具合になった場合の部品を取るために保管していましたが、老朽化のため速やかに不用決定を行い、廃棄処分を行うこととします。

ガスクロマトグラフについては、使用頻度が低いものの、他の測定機器では測定できない揮発しやすい化合物を測定する際に必要であるため、廃棄せず保管します。

エ 森林技術センターが保有する機器 1 点

蒸気プレス装置については、現在、該当する研究テーマがないことから使用していませんが、処分に要する費用、譲渡により得られる利益、今後の研究ニーズを比較検討したうえで、令和2年度中に今後の取扱いを決定します。

オ 水産試験場が保有する機器 1 点

水中テレビロボットシステムについては、今後の使用の見込みがないため、令和2年度中に廃棄する予定です。

(2) 使用できないもののうち廃棄する予定のない機器について

ア 衛生環境研究所が保有する機器 2 点

島津ガスクロマトグラフ分析装置システム一式に

については、修繕が可能であるかを調査中です。調査の結果、修繕が可能である場合は速やかに修繕して利活用し、修繕ができない場合は不用決定を行います。

高速液体クロマトグラフについては、他の高速液体クロマトグラフの分析機器が古く、メーカーに修繕用の部品が揃っていないことから、その機器が故障したときに、故障した部品と当該高速液体クロマトグラフの部品を交換するために保管します。

イ 工業技術センターが保有する機器 2 点

低分子量ガスマス及び冷熱衝撃試験機については、企業利用の可能性はあるが修繕費用が高額となることから、現状のまま保有していたものですが、今後、企業の利用ニーズと費用対効果等を検証のうえ、対応を決定していきます。

ウ 畜産試験場が保有する機器 2 点

キャピラリーガスクロマトグラフについては、平成 11 年度に導入し、平成 14 年度の試験終了から長期間が経過して老朽化し、カラム等各部に故障が見られ、交換が必要な部品については現在製造されていないものもあることから、令和元年度に不用廃棄決定を行いました。廃棄については、処分費用の発生が見込まれるため、令和 2 年度又は 3 年度に廃棄処分を行うこととします。

遺伝子解析システム（オートシーケンサー）については、平成 16 年度に導入し、平成 20 年度の試験終了から長期間が経過しており、再稼働させるためには、内部の部品及び解析ソフトやパソコンの交換等に要する費用が概算で 160 万円以上となる見込みです。また、現在では古い型となるため、能力が劣るものとなっており、当該機器を使用する研究課題に取り組む予定はないため、処分することとします。処分方法については、高知大学が当該機器を修繕して学生の教育用に使用する可能性があることから、令和 2 年度に高知大学において使用の有無を判断していただき、その結論を受けてから、譲渡又は廃棄を決定します。

(3) 保守点検費用について

保守点検費用については、必要に応じ、保守点検業者との交渉や価格競争による業者の選定などにより経費節減に努めるとともに、使用料・手数料収入が見込める機器については、設備利用に関する企業への広報を強化するなど、収入の増加に努めます。

(4) 防災対策について

防災対策については、機器によっては、機器自体が大型で転倒するおそれのないものや、小型・可動機器で固定できない機器もありますが、改めて保管場所や保管方法を確認し、必要に応じて、固定具や耐震マットを設置するなど、防災対策を講じます。

(5) 利用者の過失による事故の際の対応について

衛生環境研究所、海洋深層水研究所、農業技術センター、農業技術センター果樹試験場、農業技術センター茶業試験場、内水面漁業センター及び水産試験場においては、県職員以外の者が機器を利用することは想定していません。

畜産試験場においては、令和2年度から募集により受け入れた研修生が、県職員の指導のもと機器を使用します。同場は、施設の性質上、県民の方の利用を制限している施設であるため、設置及び管理に関する条例を定めておりませんが、研修中に研修生が職員の指導に従わず故意に損害を与えた場合は、高知県財産規則第50条第2項の規定に基づき、損害賠償の請求等必要な措置を講じることとなります。

3 利活用について

今後も引き続き、機器の選定にはその用途を十分に検討するとともに、機器を有効に活用し、十分な成果を上げるように努めます。

また、成果が少ない試験研究機器については、現状の分析を十分に行い、今後の利活用等について検討していきます。

なお、機器の使用に当たっては、使用簿を作成するなど、使用状況を正確に把握するよう努め、使用状況と維持管理に係る費用と使用見込等を比較検討したうえで、適宜、使用方針を見直します。

4 処分について

使用しなくなった機器については、陳腐化する前に、譲渡や売却と廃棄等との比較検討を行い、有益な処分に努めます。